改正 4-5　各種所得の内容（配当所得）

2　課税の取り扱い

(1) 支払時の取り扱い

上場株式等の配当等の支払時には次の通り源泉徴収が行われます。

- 平成 25 年 12 月 31 日まで　所得税 7%＋住民税 3%＝10%
- 平成 26 年 1 月 1 日以降　所得税 15%＋住民税 5%＝20%

源泉徴収を受けたのち、一郎さんは次の 3 つから課税方法を選択します。

(2) 申告不要制度

上場株式等の配当等は、確定申告をせずに源泉徴収のみで課税関係を終了させることができます。金額にかかわらず申告不要とすることができますが、配当控除（4-10 節→P233）の適用はありません。

(3) 総合課税

確定申告をして総合課税を選択することもできます。総合課税を適用すると他の所得と合算して税額を計算しますが、配当控除を適用することができます。

(4) 申告分離課税

確定申告をして申告分離課税を選択することもできます。分離課税なので他の所得とは分離して 10%（平成 25 年分まで）で税額を計算します。配当控除の適用はありませんが、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例（3-4 節→P155）が適用できます。

＿＿＿＿＿部分が改正点です。